

第1回白馬村子ども・子育て会議 議事録

開催日時 平成26年6月5日 午後1時40分～午後3時9分

開催場所 白馬村役場302会議室

出席委員

池田俊治、石田周治（代理出席者：倉坂卓也）、岩井良三、太田昭子、太田喜三男、大野都、小山知代、武田弥生、田中あつみ、田中彩子、谷川真由美、幅下守、平山裕美、松澤忠明

欠席委員

山崎吉彦

次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 委嘱状交付
4. 委員及び事務局職員の紹介 【資料1】
5. 会長及び副会長の選任 【資料2】
6. 協議事項
 - (1) 会議運営に関する確認事項 【資料3】
 - (2) 子ども・子育て支援新制度について 【資料4】
 - (3) アンケート集計結果 【資料5】
 - (4) 白馬村における保育園・幼稚園の状況について 【資料6】
 - (5) 白馬村子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール 【資料7】
 - (6) その他
7. その他
 - (1) 私立幼稚園に係る照会窓口の設置について
 - (2) 委員報酬振込先調査表の提出依頼
8. 閉会

【議事】

1. 開会

○吉田課長 それでは定刻を過ぎてしまい申し訳ありません。ただいまから第1回白馬村子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は大変お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。会長選出までの議事進行を務めさせていただきます健康福祉課長の吉田と申します。どうぞよろしくお願い

いたします。

2. あいさつ

○吉田課長 初めに第1回白馬村子ども・子育て会議の開催に当たりまして、太田村長より一言挨拶申し上げます。

○太田村長 本日は委員の皆様におかれましては公私ともにご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。また日ごろより子育て支援のためにご尽力を賜り心より御礼申し上げます。第1回白馬村子ども・子育て会議の開催に当たり一言ご挨拶をさせていただきます。

一昨年の8月に子ども・子育て関連3法が成立し、早ければ来年4月から施行されます。新たな制度では、消費税増税により確保された恒久財源 7,000 億円をはじめ、1兆円超の財源の確保を目指し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを行い、子どもや子育てに対する質・量両面にわたる支援の充実を図っていくこととしております。

新制度の施行に向けては、子育て当事者や関係者のニーズにしっかりと答えられる仕組みをつくっていく必要があります。この会議におきましては、子どもの保護者、教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者など、さまざまな関係者にお集まりをいただきまして、子ども・子育て支援事業計画の策定について御議論いただくことは大変意義のあることと思っております。

この計画の策定に先立ち、当村では国の指針に基づきまして昨年の10月に子育て中の保護者の方を対象に、教育・保育・子育て支援に必要な量を見込むためにアンケート調査を実施いたしました。この調査結果を基に今後5年間を一期とします子ども・子育て支援事業計画の策定ならびに合議をいただくこととなりますが、委員の皆様におかれましては計画策定に十分に審議をしていただきますようお願いいたします。

国の方針はこういったものでありますが、わたくしも村長に就任してからというもの、何とかこの少子高齢化の現状を村独自で対処できないものかというのをいろいろ考えてまいりました。お母さん方が子どもを安心して生み、育てられるといった環境を作るために、何とか行政が取り組むことはないのかということで、料金の見直し等試みて実施してまいりました。依然難しい問題を抱えている現状ではありますが、今回の消費税増税に際しまして、子育て支援に今まで以上に実施していこうと国としての方針がなされていますので、私どももこの勢いに負けないように、また、この国の指針を参考にしていきまして、村としてのできる政策に精一杯努めていきたいと考えています。

先ほどもありましたように、今回のこの政策策定会議が皆さんで盛んに議論いただき、実りあるものになっていただければと思います。簡単ではございますが第1回白馬村子ども・子育て会議開催の挨拶とさせていただきます。大変ご苦労さまです。

3. 委嘱状交付

○吉田課長 ありがとうございます。続きまして委嘱状の交付ですが、あらかじめ皆様の席に、封筒に入れて卓上に置かせていただいておりますのでご確認いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

4. 委員及び事務局職員の紹介 【資料1】

○吉田課長 続きまして本日ご参集いただきました委員の皆様に、自己紹介をお願いしたいと思います。資料1をご覧ください。では、委員の皆様から一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。それでは名簿順で幅下様からお願いいたします。

【委員自己紹介】

ありがとうございます。本日、全委員15名のうち代理出席を含め14名のご出席をいただいております。なお、南小の校長先生が別件会議のため本日欠席という連絡をいただいております。資料2の白馬村子ども・子育て会議設置要綱をご覧ください。裏面になりますが第6条第2項におきまして、会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができないとされておりますが、本日は過半数を超えておりますので、会議が成立しますことをご報告申し上げます。

続いて事務局職員を紹介いたします。

【事務局員自己紹介】

大変恐縮ではございますが、村長は公務多忙のため途中で退席をさせていただきます。

5. 会長及び副会長の選任 【資料2】

○吉田課長 それでは次に本会議の会長並びに副会長の選任に移りたいと思います。資料2の本会議設置要綱の第5条第1項に「会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する」とされております。委員の皆様方に選出をお願いしたいと存じますがどなたかご推薦等ございますか。

なければ事務局案がありますがよろしいでしょうか。【了承】

会長に名簿番号1番であります学識経験者の白馬村教育相談員幅下委員様、副会長に名簿番号4番児童福祉関係者ということで民生児童委員岩井良三様をお願いしたいのですが、異議ございませんでしょうか。

【異議なし、満場一致拍手にて選任】

ありがとうございます。それでは会長、副会長、前の席に移動をお願いします。それでは幅下守会長、岩井良三副会長、一言ずつご挨拶をお願いいたします。

○会長 ただ今2人選任されましたが、ご挨拶だけさせていただきます。会長に推薦されました幅下と申しますけれども、先ほど、村長様の方から子ども・子育て新制度に関しましてお話しありましたが、わたくしあまり知らないもので、この中で一番知らないところがあるかと思いますが、これから一生懸命に勉強をして、皆様と一緒に考えていければと思っています。よろしくお願いいたします。

○副会長 幅下会長の補佐ということで、これから勉強していきたいと思いますので、ご協力

をお願いします。

○吉田課長 ありがとうございます。それではこれ以降の会議の進行につきましては幅下会長よろしくお願いいたします。

6. 協議事項

(1) 会議運営に関する確認事項 【資料3】

○会長 それではさっそくですが協議事項に入らせていただきます。まずは次第1番目の「会議運営に関する確認事項」についてですが、事務局から説明をお願いいたします。

○下川 はい、それでは資料3をご覧ください。会議運営に関する確認事項（案）についてご説明いたします。恐れ入りますが着座で説明させていただきます。この確認事項では本会議の基本的なことについて確認をお願いしたいと思います。まず1の会議時間についてですが原則として平日の日中に開催し、会議時間は90分を限度とします。2番、会議資料の事前配布について、会議資料は、基本的に事前配布をしますのでご一読ください。3番、会議及び会議資料の公開につきまして、原則として公開します。会議の録音及び写真撮影（ビデオ撮影を含む。）の申し出があった場合は、会長の許可を得るものとします。4番、会議録については、事務局にて会議録を作成し、会長の了承を得て原則として公開するものとします。5番、協議の結果についてですが、子ども・子育て会議としての協議結果をまとめ、計画（案）とします。6のその他、上記以外で委員会の運営について必要な事項が生じた場合は、その都度子ども・子育て会議にて協議します。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました会議運営に関する確認事項（案）につきましてご質問ご意見はございますか。

【質問・意見等なし】

ないようですので、このとおりでよろしいでしょうか。それでは（案）の文字を消していただくようお願いいたします。

(2) 子ども・子育て支援新制度について 【資料4】

○会長 続きまして2番目の「子ども・子育て支援新制度について」事務局より説明をお願いいたします。

○下川 はい、それでは資料4をご覧ください。子ども・子育て支援新制度についてご説明いたします。

まず子ども・子育て支援新制度の概要ということで3ページをご覧ください。新制度のポイントとして3点があげられております。まず子ども・子育て支援新制度が創設された背景としましてご説明いたしますと、最近の子育て環境を巡る課題として、親の働く状況の違いによって幼稚園・保育所と就学前の施設が違ってきていると、それから家庭あるいは地域において子育て環境が以前とは変化していきっている、子育てをしているお母さんが孤立してしまうとか、そういった状況がでてきている。また保育所の待機児童が増加していると、これは特に都市部でそういった問題が生じています。平成24年2月17日の閣議で、子どもを産み、育てやすい社会を目指しまして、「社会保障・税一体改革大綱」の中で新たな子ども・子育て支援新制度を創設されるということが決まりました。これに基づいて、国会の審議等で

修正等があったわけですが、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立いたしました。これに基づいて平成 27 年から消費増税を財源としまして、子ども・子育て新制度がスタートする予定となっております。

つきまして 4 ページをご覧ください。子ども・子育て関連 3 法の趣旨と主なポイントについてですが、主なポイントとしましては①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付、これを「施設型給付」と言います。それから小規模保育等への給付、「地域型保育給付」と言います。この 2 つの創設。②認定こども園制度の改善。幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化する、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ。認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化する。③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実。5 ページに移りまして④基礎自治体（市町村）が実施主体となる。市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し給付・事業を実施していく。また国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。⑤社会全体による費用負担。消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提。幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する 0.7 兆円程度を含めて 1 兆円超程度の追加財源が必要。⑥政府の推進体制。制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備。これは幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省の管轄といったものを一本化していくものです。⑦子ども・子育て会議の設置。2 番目のポツ印にあります市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務。これがこの会議のことになります。最後に⑧施行時期。消費税が 10% に引き上げられる平成 27 年度に新制度の本格施行をスタートする予定、となっております。

6 ページになります。この図の中に施設型保育と地域型保育給付の枠がございます。また施設型給付の枠の中に、認定こども園、幼稚園、保育所という 3 つの施設が位置づけられています。これはなにを意味するかと申しますと、先程ご説明しましたが、幼稚園は文部科学省所管でこれまで私学助成とか就園奨励費といった助成金があり、保育所については厚生労働省管理で保育所運営費負担金というものがございました。また、認定こども園については、幼稚園関係の部分については幼稚園関係のお金、保育所に関しては保育所関係のお金で財政支援がなされる、ということでありましたが、今回この新制度の中で、制度を体系化するにあたって、文部科学省関係の予算、厚生労働省関係の予算を合わせ、さらに消費税増税による増収分を入れる形で、それを内閣府で一元的に執行するというところでございます。それから、この施設型給付の点線の枠の中で幼稚園の部分が少し左側にはみ出しております。これは、実はこの制度を導入する際に保育所についてはそれほど大きな変化はないのでございますが、幼稚園についてはかなり大きな制度変更が伴うということになってまいります。どういうことかといいますと、まず、お金を一本化するというのは保育所・幼稚園共通なのでございますが、保育所は従来から市町村にその実施責任があり、保育所運営費負担金というのは、義務的経費として必ず国・地方自治体が措置をしなければならないという性格のお金でございました。これに対しまして、幼稚園の私学助成や就園奨励費については予算範囲の中で補助をするといった裁量的な経費という位置づけでございました。これが施設型給付に一本化されて、いずれも、義務的に負担をしなければならない経費ということで、お金の性格が大きく変わってまいります。裏を返せば、国・自治体に対し幼児教育を保障する・給付

するという公的な責任が位置づけられるという意味でございます。そうなりますと、これまで保育所については応諾義務ということで、基本的に保育を必要とするお子さんについて対応するという責務があったわけでございます、一方で私立の幼稚園については保護者と園との直接の自由契約という世界にあったわけでございます。その直接契約という枠組み自体は維持されるということでございますけども、公的な責任で財政支援がなされるということの兼ね合いの中で、幼稚園としては園児は言ってみれば選べないと、基本的には入園を希望する方については正当な理由なければ受け入れをしなければいけないという応諾義務がかかるという変化が一つございます。もう一つは、保育所の保育料というのは基本的に市町村が一律に定めているというわけでございます。幼稚園につきましては、自由な契約の中で、自由料金設定になっております。そのこの部分につきましても、上乗せ徴収というような話ではございますが、基本ベースの保育料というのは国がまず一律の基準を設定し、それを踏まえて、各市町村で条例で利用料を設定するということになりますので、多少幼稚園経営上の自由度というものに制約を受けるということになります。そういったことから、財源は安定しますが、制約との兼ね合いの中で、それぞれの園経営の方針と照らし合わせて、従来通り私学助成を受けて今まで通りの制度に残るのか、新しい制度に入るのかということについて、幼稚園は選択ができるということで、この制度に入らない場合ということではみ出しております。続きまして、この6ページの下のところには地域型保育給付というもう一つの点線の枠がございます。これは今回の新制度に伴いまして創設をされる給付でございます。保育所は20人以上の定員規模を必要とする施設でございますので、19人以下の少人数の子どもを預かる事業については保育所運営費のような安定的な財政支援というのはこれまで無かったわけでございます。この新しい仕組みの下では19人以下の少人数のお子さんを預かる事業に対しても安定的な公的財政支援を入れて行こうということで、この地域型保育給付を創設したわけでございます。

7ページですが、施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分でございますが、子ども・子育て支援法によって教育保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられます。この認定区分によって利用できる施設などが決まってきます。まず上から、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの、これを1号認定子どもといいます。これについては保育の必要がないのでこの1号認定を受けた場合は幼稚園を利用することとなります。つぎの満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの、これを2号認定子どもといいます。2号認定を受けた場合は保育園を利用することとなります。つぎの満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの、これを3号認定子どもといいます。3号認定を受けた場合は保育園を利用することとなります。

10ページをご覧ください。まず、地域型保育の類型として4つの類型がございます。一つは利用定員6人以上19人以下の小規模保育、それから、利用定員5人以下の家庭的保育、それから3点目が居宅訪問型保育というベビーシッターというような形態の保育、それから4点目が事業所内保育となっております。定員や実施場所を図であらわしたものが下にござい

ますのでまたご確認ください。

続きまして 11 ページの認定こども園法の改正について、認定こども園とは平たく言えば保育所機能・幼稚園機能を併せ持った施設ということで、平成 18 年度から創設をされている仕組みでございます。しかしながら創設から 8 年くらい経っているわけでございますけども、なかなか普及しない状況となっております。その要因としまして、大きく 2 つが指摘されています。まず 1 つがこの 11 ページの左側の図の上の幼保連携型認定こども園がございしますが、この幼保連携型認定こども園を例にとってみますと、まず幼稚園の認可を貰っている施設であるということ、また保育所の認可を貰った施設であり、さらに幼保連携型認定こども園の認定を取らないといけないということで、2 つの認可と 1 つの認定を取らないといけないという複雑さ、またそれぞれの認可に対応する行政指導を受けていくといったことから、非常に手間がかかるというような負担の大きさが指摘されてきました。また、その下の幼稚園型、保育園型、地方裁量型というものについては、それぞれ本体の施設以外の、例えば幼稚園型の保育所機能部分あるいは保育所型でいえば幼稚園機能部分について運営費支援を行ってはございますが、その運営費支援の水準の問題であったりとか、あるいは財源の不安定性といったことから財政的に運営が厳しいといったことが指摘されています。そこで今回の制度改正につきましては、まずこの上の幼保連携型認定こども園につきましては、今の制度では幼稚園と保育所の 2 つの施設が連携して機能しているものを幼保連携型認定こども園としているわけですが、新しい幼保連携型認定こども園はあくまで、1 つの施設として 1 つの認可を得ればそれが法的には学校であり児童福祉施設であるという法的な位置づけが与えられるということで、そういった事務的な部分の改善を図る、また、運営費支援ということにつきましても財政支援の仕組みを一本化して安定的なものにしていくと、こういったことを通じてこの認定こども園の普及がしやすい環境整備をとっていこうというものでございます。

続きまして 13 ページをご覧ください。地域の子ども・子育て支援事業の概要につきまして、先ほど説明をいたしました施設型給付あるいは地域型保育給付これについては公的な責任、義務として実施していくものになります。それに対してこの地域の子ども・子育て支援事業というのは、地域の実情に応じて市町村の判断で住民ニーズにこたえていく事業を展開していくものでございます。また費用負担の関係でございますけども、四角の枠の 3 つ目にございますように、国・都道府県・市町村それぞれが 3 分の 1 ずつ負担をする、ただ妊婦健診については全額交付で措置ということとなっております。ここに 13 の事業について挙げておりますが、何点かだけご説明したいと思います。まず 2 番目の地域子育て支援拠点事業、白馬村では白馬村子育て支援ルームがこれにあたりますが、主に在宅の子育て家庭を対象として親子の交流の場であったり、あるいは子育て相談の支援をする支援の拠点であるといった事業でございます。また支援ルームでは次のページの⑧の一時預かり事業というものも行っております。これはいわゆる保育を恒常的に必要とするお子さんの対応については保育園にて対応していくということになりますが、きわめて短期の就労でございますとか、リフレッシュの目的であったりとか、なにか突発的な用事があるようなときに一時的に預かる事業でございます。また⑩のところでは放課後児童クラブといった事業も位置づけられております。

続きまして 15 ページをご覧ください。子ども子育て会議の設置につきまして、市町村、都道府県においても地方版子ども子育て会議を設置する努力義務がかかってくるわけですが、

17 ページにもございますが、この地方版子ども子育て会議というのは、当事者参画ということに非常に大きな意義があるということでございまして、行政のみが一方的に計画を作るということではなくて、実際に支援を利用される当事者・保護者の方や子育て支援を提供していただく事業者の方によりテーマ構成をしていただいて、地域の子育て支援の在り方をしっかり議論していただいて、地域ニーズに則した計画を提案していただくという狙いがあるわけです。また、計画に対して点検を行い、必要があれば計画の見直しをすることも必要になってまいります。

続きまして、支援事業計画の作成についてご説明します。22 ページをご覧ください。市町村子ども子育て支援事業につきまして、この計画はある程度中期的な計画を作っていくということで5年間という計画期間を設けております。平成 27 年度からスタートして 31 年度まで、また5年間の計画期間が終われば次の5年間というふうに計画を見直していただくというサイクルになっております。この計画の中身ですが、一言で言えば需給の計画ということでその地域における教育保育また子育て支援に関する住民のニーズというものがどれくらいあるか見通して、それに見合った供給の計画というのを定めていき、その計画に沿った整備をしていくというのがこの計画の中身でございます。

23 ページでは子ども子育て支援事業計画に必ず入れなければならないこと、任意で入れられることが載せてございます。下の枠をご覧ください。まず必ず載せなければいけない事項は上から3つとなっております。1つ目は区域設定、区域をどう分けるかについて決めるわけですが、例えば小学校区域、中学校区域などとなります。2つ目は設定した区域ごとに年度ごとの幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする確保の内容・実施時期について計画して、確保に不足がある場合には何年度に何人分というように整備することを記載することになります。また、3つ目の地域子ども子育て支援事業につきましても幼児期の学校教育・保育のように量の見込み、実施しようとする確保の内容・実施時期について計画することとなります。また、任意的な記載事項として下の4つがあげられております。

それから 25 ページから 26 ページにつきまして、自治体計画と認可・認定の関係でございますが、これまで保育所等の認可権者は都道府県知事になっておりこの点については変更はございませんが、これまで認可につきましては都道府県知事の裁量が認められていました。したがってたとえば基準を満たす事業者であっても都道府県知事の裁量で認可をしないということも認められていたものになりますが、今回の新制度の下では原則として、基準を満たす場合は認可をしなければならないというものになります。ですので、たとえば一律に株式会社運用の保育所は認められないといったことはできないということになります。またすでに供給が過剰になっているという場合は、十分地域ニーズにはこたえており、認可をしなくていいということになります。

つづきまして各種基準等についてですが、まず保育の必要性の認定の関係でございます。これまで保育所を利用する要件としまして、児童福祉法上保育に欠ける児童に対して保育を提供するといったことが義務付けられていたわけですが、新しい制度のもとでは、「保育に欠ける」から「保育を必要とする」と置き換えられまして、保育の必要性の認定を市町村が行うという制度となっております。まず、その保育の必要性についてどういったケースが認められるのかという事由を定めるといったことが必要となってきます。29 ページをご覧ください。

基本的には両親が日中面倒を見れないといったところは、現行制度にとっても新しい制度にとっても両親共働きといったことが保育の必要性の事由にとって大きな核となるということで大きく変わるものではありませんが、もう少し周辺的な領域としてそれぞれ市町村によってばらつきのある部分とか、国からの通知などで示されていたものをできるかぎり明文化、・統一化を図っていこうという観点から整理をされております。29 ページの右側の枠が新制度における保育の必要性の認定事由ということで整理をされたものでございますが、この下線の部分が新しく加わった部分、変更された部分であるということです。たとえば⑥の求職活動中のケースであるとか、⑨の育休取得時に下の子は育休面倒を見て、上の子はいままで通り保育所での保育を継続できるといったものを基準のなかで明確にしていくというものですとか、⑧の虐待・DVといったケースでは子どもの健全育成といった観点から、保育の必要性の認定事由に掲げているということでございます。それから同居親族の要件を今回撤廃しておりまして、現行制度においては同居の親族が面倒を見れる場合、すなわち、祖父祖母が面倒を見れる場合では保育に欠ける児童としては認知をされなかったわけですが、新制度では同居の親族の方がいても基本的な養育者の親御さんの状況において保育の必要性の認定ができるということでございます。それからこの保育の必要性の認定に関しまして特に大きく変わるのは保育の必要量において2つの認定をするということで、主に両親フルタイム就労を想定した保育標準時間認定というものと、パートタイム就労を想定した比較的短い保育時間で対応可能である保育短時間認定という2つの区分を設けるということにしております。

この保育短時間認定という仕組みを入れることによって、パートタイマーのような人の保育需要もしっかりと需要の中に入れるというものでございます。この標準時間と短時間の線引きがどのようなものかと申しますのが1 ページ戻っていただいて28 ページに掲げてございます。まず、標準時間認定につきましては一か月あたり 120 時間程度のラインを設けてそれ以上のものについては標準時間認定とすると、また短時間認定についてはそれ以下ということになるわけですが、最低ラインどれだけ就労をしているのかという基準を定めたものが1 か月あたり 48 時間～64 時間程度の就労ということになります。この 48～64 時間という幅の中で市町村で決めるというかたちになります。

ここで2点注意ですが、例えば 48 時間以下の就労についてですが、これも子育て支援のニーズがあるわけで、基本的には先ほどの一時預かりで対応して頂くという想定になります。たとえば保育所の認定基準を 64 時間としたからと言って 64 時間以下のニーズにこたえなくてもいいというわけではなく、保育としての支援を 64 時間以上のものとするというだけで、63 時間以下のものについても、一時預かり事業を充実させるなどの対応で答えていくという対応を考える必要があります。もう1点ですが、標準時間認定と短時間認定という具体的にどういう違いが出てくるのかについて、短時間認定についてはこの図に示しているとおり原則的な保育時間、最大8時間利用可能な枠として設ける、それ以上のニーズには延長保育の対象となるということです。一方、標準時間認定は 11 時間利用可能な枠として、一般的にフルタイム就労の時間を8時間プラス休憩の時間・通勤時間を加味しまして、11 時間を利用可能な枠として設定し、それ以上については延長保育の対象となるということです。ただしこの 11 時間・8 時間というのはフルに利用して頂くというものではなく、必要に応じて利用するというものになります。現状においても早くお迎えに来る保護者も多くいるわけで、

この点は新制度においても変更されるものではありません。

次に 30 ページでございますが、保育の必要性の認定の関係でもう一点最初に保育認定について認定を受ける事由がどういうものか、保育必要量という区分があることをお話ししましたが、もう一つ優先利用という考え方がございます。これは、そもそも地域の保育需要に十分にこたえられれば、この優先利用というものは必要がないものとなりますが、待機児童がある場合は優先度を考慮しなければならないということもございます。そういった場合どういった事由が優先利用に考慮すべき事由に当たるのかについて、1～9まで国の基準としてお示ししているものでございます。

続きまして 31 ページでございます。共働き家庭のお子さんが幼稚園を利用する場合の支給認定ということで、新制度のもとでは保育の必要性の認定を受けて長時間の保育を利用される方の給付の対象の施設については基本設計としては保育所・認定こども園というものが想定をされているわけですが、その場合でも幼稚園を利用したいということがございます。この新制度の1つの目的は多様な選択肢を提示し、それに対して保護者の方が選択できるというものがございます。幼稚園は保育所と違って保育の必要性和関係なく利用可能な施設の位置づけでございますので、幼稚園を利用したい方の希望を妨げないような整備が必要ということで、31 ページのとおりとなっております。具体的には幼稚園そのものを希望される場合については1号認定2号認定3号認定というのは、保護者が市町村に対して申請をし、その申請に対して認定をするというものでありまして、保護者の方が幼稚園に入りたいというのであれば、その場合には1号の認定をし、あわせて預り保育というのを活用していくというものでございます。一方で幼稚園保育園両方を希望される場合ですとか、保育所を希望しているが空きがなくて結果として幼稚園を利用せざるをえないといった場合、そもそも保育ニーズはあるものの地域に幼稚園しかないといった場合これは保護者としては通常2号の認定を希望されているという想定になりますので、認定としては2号の認定を受けるということですが実際に受ける施設は幼稚園で受けるというものになりますので、制度的には特例施設型給付を受けるという形になります。特例施設型給付というものの説明をさせていただくと、2号認定を受けているのであるのですが、地域に2号認定にかかる施設がないあるいはあきがない場合に特例給付という形で給付をする、あるいは小規模保育で原則2歳未満を対象としているのですけれども、3歳以上であってもそこを何らかの形で利用する必要がある場合に特例給付で実施するという本来の法律が給付対象としていない施設に対して、何らかの事情でその想定されていない施設、例えば2号であれば幼稚園を利用せざるをえない場合には特例給付という形で給付を保証していこうという制度となっております。

また 32 ページ以下が利用の手順となっております。保育を利用する場合には保育の認定申請をして、市町村から認定交付をしてもらいそのうえで市町村が利用調整をするという形になります。

つぎに 33 ページの教育標準時間認定の子どもの利用手続きの関係でございますが、法律上の構成としては幼稚園を利用して1号給付の利用を受ける場合には市町村に1号認定の申請をして、そのうえで幼稚園を利用するというものですが、幼稚園の利用の場合には保育の必要性認定基準という制度がもともと存在しないわけで満3歳以上という入園資格という客観的事実さえ確認できれば給付の対象となりますので、法律通りに保護者が逐一市町村に申請

をして市町村がその認定をするという、市町村と保護者双方に手間がかかるということで何とか簡素な手続きがないものかというもので、園を通じて支給認定申請というものと一括で行うという方向で検討されております。

続きまして34ページ以下が確認制度というものになります。まず確認主体についてですが、給付の実施主体となる市町村が認可された施設・事業者の中から選ぶというもので、認可されていない施設・事業者がこの確認を受けるということはありません。認可については保育所・幼稚園・認定こども園の施設系の認定については引き続き都道府県が認可権者になりますけれども、地域型保育給付の対象となる小規模保育事業や家庭的保育事業などにつきましては市町村が認可権者になりますので、小規模保育等は市町村が認可を行い、かつ確認を行うという形になります。3つ目の○のところに施行の際、現に幼稚園保育所の認可を有する施設、認定こども園の認可を受けている施設は教育保育施設としての確認があったものとみなすということで、現に認可を受けている施設について1から確認行為を行うということは双方にとって大きな負担でありますので、法律上こういったみなしの規定というものが置かれているわけで、基本的に認可施設というのは自動的に確認対象施設となります。ただし、私立の幼稚園については新制度への加入の自由が保障されているので、確認のみなしを置いたうえて、新制度に入りたいくない場合は別段の申し込みによって確認のみなしを受けないということができるといふことであります。対象施設・事業についての2つ目に書いてあります運営基準の遵守ということが書いてあります。これは当然公的な支援を受けて適正に教育保育を提供していかないといけないということから、そのために守っていただく基準が運営基準であります。施設運営の適正を図っていただくことから35ページに掲げているような事項を事業者にとっていただくべき基準として定めるということでございます。この運営基準というのは国が定める基準を基本として、各市町村が条例で定めるということになっております。それから、確認制度の最後でございますが、36ページに情報公表ということで、今度こういった確認対象施設・事業者等の透明性の核を図る、あるいは利用者の方が選択できるような適切な情報を開示するということは非常に大事になってくるということで、36ページに掲げてありますような事項について情報公表の対象であるということで施設事業者に対して情報提供を求め、それを市町村で一覧にしてHP等で公表をするということが義務付けられております。

続きまして少し飛んで44ページの地域型保育の関係の認可基準でございますが、まず、小規模の保育所につきましては保育所で設定されている基準を1つのベースとしながら、A型B型C型という3つの類型を設けることとなります。A型については、保育所の並びで想定をするもの、C型については現状の家庭的保育からの移行ということ、B型については様々な形態からの移行を想定しております。認可保育所の保育士につきましては保育士資格をすべて求めているわけでございますが、そういった多様な形態からの移行をスムーズするといった観点からB型については保育士要件を2分の1以上としていることから弾力的に対応できるということにしております。一方で、保育の質を確保するということは非常に大事なことでございますので、職員の配置基準は保育所の配置基準よりプラス1名を加えて、少人数体制のところでも複数体制は確保できるというむしろ基準を高めているといった部分もございます。また、給食につきましては、小規模保育では基本的に低年齢児、満3歳以下の児童

を対象としていますので、食事については離乳食ですとか、アレルギー対応食ですとかきめの細かい配慮が求められるということから、自園調理というものが原則ということで、小規模保育・家庭的保育についても、自園調理は基本ということで整理されております。ただ、すぐには対応できないという場合ございますので一定の経過期間を設けるという対応をしております。

また45ページの家庭的保育事業等の認可基準につきましても表にありますとおり認可基準を定めております。

つづいて46ページの利用者支援事業でございますが、この事業の目的は書いてありますとおり、様々な支援を円滑に利用できるように、また必要に応じて相談を受けていただくというもので、いろんな事業が多様化していく中でそもそも、自分の住んでいる地域にどのような支援があるのか、また、自分にとってどれが受けられるのか、どれがふさわしい支援なのかということは保護者単独で対応するというのは困難な面がございますので、そういったことについての情報提供であるとか相談に乗っていただくといった機能を利用者支援事業として想定をしているわけでございます。

次の47ページ一時預かり事業でございますけれども、これまでの一時預かり事業の軸は保育所というものに預けるといったものでございましたが、新制度のもとではこの一時預かりの受け皿が拡充できるように保育士の設置要件の弾力を図ることとか、既存の施設の空き定員を活用するものであったりとか、訪問型の一時預かりのような多様な一時預かりの受け皿を用意するといったことで、受け皿を増やして行こうということを目指しております。もう一つはこの図の中の右側の下よりにあります③に幼稚園型というのがございます。これにつきましては私立幼稚園で実施されております預り保育、これにつきまして新制度事業の一時預かり事業と位置付けをしまして引き続き実施可能な仕組みとして行こうということでございます。今後一時預かり事業として実施する場合には市町村事業でございますので村が委託をして実施をしていくということになります。

続きまして49ページ放課後児童クラブの関係でございますけれども、放課後児童クラブにつきましては今回の制度改正におきまして、大きく2つのポイントがございます。1つはこれまでガイドラインという形での基準は示されておりましたけれども、保育所の基準のようなきちとした基準がこれまでありませんでした。それを今回の新制度におきましては、質の改善を図っていくといった観点から、しっかりとした省令上の基準を設けるわけでございます。もう1点これまでおおむね10歳未満の対象という部分を削除しまして、小学校6年生まで利用可能なものに変更になったという点が大きな改正ポイントであります。

最後になりますが、50ページ以下で公定価格、利用者負担といったもののご説明をしたいと思っております。公定価格というのは子ども一人当たりに教育保育を実施するに当たり、標準的にかかる費用というものを示すものになります。50ページにイメージ図というものがございますけれども、公定価格というのは、公費と利用者負担を含めたコストの総額と思っていただければと思います。例えばこの公定価格の単価が3万円で、利用者負担が1万円である場合、施設に給付される施設型給付というのは2万円が給付されるということになります。

以上省略した部分もありますが駆け足でご説明させていただきましたので説明不足の部分もあろうかと思いますがよろしく願いいたします。

○吉田課長 補足でございますが、今回国の方で制度を変えた点というのは、先程下川が説明したとおりです。今回委員の皆様が一番お願いしたいのが、資料の 23 ページでございます。この事業計画を策定するにあたり、策定は事務局が作成するのですが、委員の皆様からどのように未就学児の福祉・教育を行っていくのかということ、そのための区域設定につきまして、白馬村の中でどの程度の社会資源があって、仮に足りないとすれば、どういうものが必要なのか、それを区域①に量の見込みということで、不足があれば整備年度を定めるですとか、具体的にどういうメニューが必要になっていくかというのがメインになってきます。そのために、制度的なこともありました、委員の皆様が一番議論していただくというのはその点であるという認識をしていただければと思います。制度自体は縦割りだった厚労省と文科省が内閣府が間に立って一本化するということで、非常に横断的にはなってきますし、仮に保育の認定につきましても、制度が変わってきていますものを、条例の制定はまた手続きが別なってきますので、内容的にこういうものがほしいといったニーズですとか、こういった制度がいいといった意見を聴く場がこの会議ということで、国の方でこういった機会を設けて行こうというものでありますので、ご理解をいただければと思います。

○会長 ありがとうございます。ただいま課長さんの方から補足等もございましたけれども、子ども・子育て支援新制度につきまして、非常に膨大でありますけれども、ご質問ご意見はございますか。今、課長さんからお話しがあったとおりですが、今後、具体的な説明が出てくるかと思しますので、そこを絡めて質問していただければと思います。

(3) アンケート集計結果 【資料5】

○会長 続きまして3番目の「アンケート集計結果」について事務局より説明をお願いいたします。

○下川 はい、それでは資料5をご覧ください。白馬村では子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たりまして、その基礎資料として昨年10月に就学前の児童の保護者を対象にアンケートを行いました。主な調査項目としましては教育・保育・子育て支援に関します現在の利用状況それから今後の利用希望についてとなります。アンケートの回収結果としましては298名に発送したところちょうど半分の149名からの回答をいただきました。今後はこの回答結果を基に事業別また子どもの年齢別など区分に分けて集計をして支援計画を作っていくこととなりますが、今回は取り急ぎアンケートに対する各問いの集計結果のみではございますがまとめてございますのでこれをご説明させていただきます。

まず問1ですが住んでいる地区につきましては回答いただいた149名のうち概ね4分の3が北城地区となっております。

つぎからは宛名のお子さんご家族の状況に関する質問でございますが、問2の宛名のお子さんの年齢ですが、きょうだいがいる場合は一番年上の子どもを対象としているために3歳児以上が多くなっております。

2ページになりますが問3の宛名のお子さんを含むきょうだい数とその末子の年齢についてですが、きょうだい数は2人が一番多くなっております。末子の年齢はだいたい各年齢とも均等しております。

問4のアンケートの回答者についてですけれども、母親が132名、父親が14名、無回答が3

名となっております。

問5の回答者の配偶関係につきましては、配偶者ありが140名、配偶者なしが8名、無回答が1名となっております。このなかで配偶者なしと回答した8名につきましては問4のアンケートの回答者で母親と答えていることから8名母子家庭であると考えられます。

問6の子育てを主に行っている方につきましては、父母ともにが全体の53.7%を占めており、主に母親が43.6%となっております。

4ページに移りまして、ここからは子どもの育ちをめぐる環境に関する質問となりますが、問7の子育てに日常的に関わっている者あるいは施設についてですが、これは重複回答となっておりますが、回答の結果は表のとおりでございますが、回答した項目別でいいますと「父母ともに」のみ回答された方が38名で一番多く、「父母ともに」と「保育所」の2つを回答した方が22名、「母親」のみ回答された方が13名、「父母ともに」「祖父母」「保育所」の3つ回答された方が12名となっております。また「父母ともに」と回答した方は「保育所」が35名、「祖父母」29名、「幼稚園」が16名とも回答しております。また、「母親」と回答した方で「父親」も回答している方が10名おりまして、その数を「父母ともに」に移動するとすると、「父母ともに」が108名となりまして、「母親」が34名、「父親」が1名ということになります。

問8の子育てに影響すると思われる環境についてですが、これも重複回答となっておりますが、また回答した項目別で申しますと、「家庭」と「保育所」の2つを回答された方が32名で一番多く、「家庭」と「幼稚園」の2つを回答された方が27名、「家庭」のみ回答された方が26名、「家庭」「地域」「保育所」の3つを回答された方が19名となっております。

問9のお子さんをみてもらえる親族・知人がいるかとの質問では、これも重複回答ですが回答者149名のうち1番の「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と2番の「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」のどちらかまたは両方回答した方が102名、また3番の「日常的に子どもを見てもらえる友人・知人がいる」と4番の「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」のどちらかまたは両方回答した方が50名おりました。

続いて問9の1ですが、これは前の問9の質問で1番の「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」または2番の「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した方への祖父母などの親族にお子さんを見てもらっている状況についての質問となりますが、これも重複回答となりますが、回答者102名のうち1番の「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく安心して子どもをみてもらえる」と回答した方が55名で一番多くなっておりますが、2番から5番の見てもらうのが心配、不安、心苦しいと回答された方が47名ございました。

問9の2ですが、これも前の問9の質問で3番の「日常的に子どもみてもらえる友人・知人がいる」または4番の「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」と回答した方への友人・知人にお子さんを見てもらっている状況についての質問となりますが、これも重複回答となりますが、回答者50名のうち1番の「友人知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく安心して子どもをみてもらえる」と回答した方が55名で一番多くなっておりますが、2番から5番の見てもらうのが心配、不安、心苦しいと

回答された方が 47 名ございました。

次に、問 10 の子育てをするうえで気軽に相談できる人あるいは場所があるかどうかという質問ですが、いるまたはあると回答された方が 95.3%を占めております。

問 10 の 1 は問 10 でいるまたはあると回答した方への相談先についての質問でございますが、これも重複回答ですが、祖父母などの親族、友人や知人が多くなっており、また保育園・幼稚園・支援ルームを利用している方はその施設のスタッフに相談していることが見受けられます。

問 11 では子育てをするうえで周囲からどのようなサポートがあればよいかという質問で自由回答となっております。全部で 54 の回答があり内容別にまとめたものがこの表になります。内容としましては、公園などの気軽に遊べる場所や相談できる場所、気軽にサポートしてくれる場所の希望が多くなっております。1 つ 1 つの回答につきましては 8 ページ 9 ページに載せてございます。

つづいてページをめくっていただき 10 ページになりますが、ここからは保護者の就労状況に関する質問となりますが、問 12 お子さんの保護者の現在の就労状況についてですが、まず母親につきましては産休・育休・介護休業中を含みますが就労していると回答された方が全体の 68.7%を占めております。また（１）の 1 では就労していると回答された方の週当たりの就労日数と 1 日当たりの就労時間についてですが、週当たりの就労日数では 5 日が一番多く、1 日当たりの就労時間ではパート・アルバイトで 5 時間、フルタイムで 8 時間が多くとなっております。また（１）の 2 は家を出る時刻と帰宅時刻についてですが、就労時間が 8 時間の場合につきましては、家を出る時刻は午前 7 時 30 分から 8 時、帰宅時刻は午後 6 時から 6 時 30 分が多くなっております。また就労時間が 5 時間の場合につきましては、家を出る時刻は午前 8 時 30 分から 9 時、帰宅時刻は午後 3 時から 4 時が多くなっております。

ページをめくっていただいて 12 ページは父親になりますが、父親に関しましては全員が就労しておりまして、週当たりの就労日数は 5 日から 6 日が多くとなっております。つぎに 1 日当たりの就労時間ですが 8 時間から 10 時間のあいだが多くなっております。また家を出る時刻につきましては午前 7 時から 8 時、また帰宅時刻は午後 6 時から 8 時が多くなっております。

ページをめくっていただいて 14 ページですが、問 13 では問 12 で「パート・アルバイト等で就労している」と回答された方についてフルタイムへの希望があるかという質問ですが、母親ではフルタイムへの希望は 17 名おりますが、そのうち実現できる見込みのある方はわずか 5 名となっております。またパート・アルバイトの就労を引き続き続けることを希望されている方は 32 名となっております。また父親につきましては回答数が 6 名しかなく表のとおりとなっております。

問 14 では問 12 で「以前は就労していたが現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」と回答した方の就労の希望に関する質問ですが、母親では子どもがある程度の年齢になったら働きたいという回答が多くありました。子どもの年齢は 15 ページの上になります。また、希望する就労形態、1 週当たり何日就労したいか、1 日当たり何時間就労したいかにつきましては無回答が多く、まだ具体的に見えていないものと思われます。

ページをめくっていただいて 16 ページからはお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の

利用状況に関する質問となりますが、問 15 の幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育の事業の利用についてですが、3 歳以上児につきましてはほとんど利用されており、利用していないと回答した方はほとんどが 3 歳未満児でございます。そのなかで問 15－1 から 4 までは問 15 で利用していると回答した方への質問となりますが、問 15－1 では平日の教育・保育の事業の年間を通じた定期的な利用についての質問で重複回答となりますが、保育園が 49.1%、幼稚園が 34.2%となっております。また「自治体の認証・認定保育施設」が 5 名回答がございますが、白馬村ではこのような施設はありませんのでどの施設のことを指しているのかは不明でございます。また問 15－2 では問 15－1 で回答された事業の現在の利用状況と希望についての回答となっておりますが、1 週間当たりの利用日数では現在の利用状況では 5 日がほとんどですが、希望としましては 6 日希望される方が若干増えてございます。また 1 日当たりの利用時間は現在、希望とも 7 時間から 8 時間が多く、開始時間は現在、希望とも午前 8 時 30 分が一番多く、終了時間は現在、希望とも午後 4 時が一番多くなっております。また、現在より希望の方が無回答者数が多いですが、その理由は現状で満足しているものと考えられます。ページをめくっていただいて 18 ページの問 15－3 の現在利用している教育・保育事業の実施場所についてですが、白馬村以外の市町村に通われている方が 3 名おります。問 15－4 の平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由について、重複回答となりますが、「子どもの教育や発達のため」と回答した方が 77 名、「子育てをしている人が現在就労している」と回答した方が 56 名おります。またこの 2 つともに回答した方が 39 名おりました。また問 15－5 ですが、問 15 で「利用していない」と回答した方についての利用していない理由についてですが、重複回答となっておりますが、「子どもがまだ小さいため」や「利用する必要がある」という回答が多くなっております。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方で子どもが何歳になったら利用したいと考えているかとの質問に関しましては 3 歳が 7 名と多いですが無回答も 17 名いて具体的なことはまだ決められていないものと思われます。

次の問 16 は現在の利用の有無にかかわらず平日の教育・保育の事業として定期的に利用したいと考える事業について、重複回答による質問ですが、142 人からの回答があり、「認可保育所」のみ回答された方が 40 名、「幼稚園」のみ回答された方が 25 名、「認可保育所」「幼稚園」の両方を回答された方が 14 名おりました。また、問 16－1 では教育・保育事業を利用したい場所についての質問ですが、こちらはご覧のとおりとなっております。

ページをめくっていただいて、ここからはお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況に関する質問となりますが、問 17、地域子育て支援拠点事業の利用状況についての重複回答の質問ですが「地域子育て支援拠点事業を利用している」と回答された方が 52 名おりました。ちなみに地域子育て支援拠点事業と言いますのは白馬村子育て支援ルームのことでございます。また他の自治体の事業を利用していると回答した方は 5 名とも地域子育て支援拠点事業も利用していると回答しております。また「地域子育て支援拠点事業を利用している」と回答した方のうち 4 歳以上の児童では 92 名中 8 名おり、3 歳以下の児童では 49 名中 42 名となっております。なお年齢不明が 5 名おります。「利用していない」と回答した方のうち 81 名は 4 歳以上の児童でございます。また利用回数は、「1 週間当たり 1 回」が一番多くなっております。

つづきまして問 18 の地域子育て支援拠点事業の今後の利用についてですが、「利用していないが、今後は利用したい」と回答した方が 25 名ありました。またその利用回数では「無回答」が一番多くなっております。また「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した方が 26 名で、その利用回数は「1 週間当たり 1 回」が一番多くなっております。

つぎの問 19 につきましては、ここにのせてあります 7 つの事業について「知っている」また「利用したことがある」また「今後利用したい」の 3 つの質問にはいかいいえで回答していただくものですが、ご覧の内容となっております。

ページをめくっていただいて、ここからはお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望に関する質問となりますが、問 20 の土日祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についての質問ですが、まず土曜日につきましては、「ほぼ毎週利用したい」と回答した方が 14 名おまして、その利用時間は午前 9 時から午後 4 時までの希望が一番多くなっております。また、「月に 1 ～ 2 回は利用したい」と回答した方が 45 名おまして、その利用時間は午前 9 時から午後 4 時までの希望が一番多くなっております。また、日曜と祝日につきましては、「ほぼ毎週利用したい」と回答した方が 9 名で、利用時間は午前 9 時から午後 4 時までの希望が一番多くなり、「月に 1 ～ 2 回は利用したい」と回答した方が 37 名で、利用時間は午前 9 時から午後 6 時までの希望が一番多くなっております。24 ページ移っていただいて問 20－1 では問 20 で「月に 1 ～ 2 回は利用したい」と回答した方へのその理由について重複回答で質問したのですが、48 名からの回答がありまして、そのうち「月に数回仕事が入るため」と回答した方が一番多くなっております。

問 21 は幼稚園のみ利用されている方への質問ですが、夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の教育・保育の事業の利用希望について、「休み期間中、ほぼ毎日利用したい」と回答した方が 7 名、「休み期間中、週に数回利用したい」と回答した方が 20 名おまして、その利用希望時間は午前 8 時半か 9 時から午後 4 時までが多くなっております。問 21－1 では、問 21 で「休み期間中、週に数回利用したい」と回答した方のその理由についての質問ですが、重複回答となりますが 20 名回答された方の中で、「週に数回仕事が入るため」が一番多くなっております。

ページをめくっていただいて、ここからはお子さんの病気の際の対応に関する質問（平日の教育・保育を利用する方のみ）となりますが、問 22 の幼稚園や保育園などを利用している方で、この 1 年間でこどもの病気等で幼稚園や保育園を利用できなかったことがあったかの質問ですが、利用できなかったことがあったと回答した方の割合が 75.7% ありました。また問 22－1 では問 22 で利用できなかったことがあったと回答した方に対してのこの 1 年間で行った対処方法について重複回答での質問ですが、71 名の回答の中で「母親が休んだ」が 44.9% で一番多く、また、母親が休んだ日数につきましては、年間 5 日が 26.4% で一番多くなっております。また「父親が休んだ」「母親が休んだ」のともに回答した方が 16 名おりました。それから「母親が休んだ」に回答して「父親が休んだ」に回答しなかった方は 37 名おりました。また「親族知人に子どもを見てもらった」のみ回答した方が 4 名おりました。また、「仕方なく子どもだけを留守番させた」が 3 名おりました。28 ページの問 22－2 から 4 は問 22－1 の質問で「父親が休んだ」「母親が休んだ」のいずれかに回答した方への質問となりますが、まず問 22－2 は病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったかとい

う質問ですが、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答した方が 24 名ありました。また利用したい日数は 10 日が多いですが、「無回答」も多く子どもの病気休暇の日数により変動すると思われます。問 22－3 では前の質問で「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答した方への子どもを預ける場合に望ましいとされる事業形態についての複数回答の質問ですが、24 名の回答のうち「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が 17 名で一番多くなっております。逆に問 22－4 では「利用したいと思わない」と回答した方のその理由についての複数回答の質問ですが、30 名の回答のうち「親が仕事を休んで対応する」が一番多くなっております。問 22－5 と 6 は問 22－1 でウの「親族・知人に子どもをみてもらった」からケの「その他」までのいずれかに回答した方への質問となりますが、問 22－5 は「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思ったかという質問ですが、「できれば仕事を休んで看たい」と思った方が 31 名と多く、見たかった日数は 5 日が一番多くなっております。問 22－6 では前の質問で「休んで見ることは非常に難しい」と回答した方へのそう思われる理由についての重複回答の質問ですが、「自営業なので休めない」や、仕事が休めない、給料が減るとの意見がありました。

つぎにページをめくっていただいて、ここからは「お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用に関する質問」となりますが、まず問 23、日中の定期的な保育や病気のため以外の、私用・親の通院・不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業について、重複回答となりますが、141 名の回答があり、7 割以上が「利用していない」と回答しておりますが、「一時預かり」については 21 名で、利用日数は 5 日が一番多く、「幼稚園の預かり保育」は 19 名で、利用日数は 10 日が一番多くなっております。また問 23－1 は前の質問で「利用していない」と回答した方へのその理由について重複回答による質問ですが、101 名の回答があり、「特に利用する必要がない」が一番多いですが、「利用料がかかる・高い」という回答も 11 名あります。また、一時預かりは 2 日前までの予約となっており、急用での当日利用ができないとの回答もありました。

つづいて問 24 の私用・親の通院・不定期の就労等の目的での事業利用の希望についてですが、「利用したい」と回答した方が 70 名おります。またその目的や次のページの利用したい日数は表のとおりとなっております。また 33 ページの問 24－1 は前の質問で「利用したい」と回答した方への子どもを預ける場合の望ましいとする事業形態について重複回答による質問ですが、幼稚園・保育園のような大規模施設での保育が望ましいとする割合が、地域子育て支援事業のような小規模施設での保育を若干ではございますが上回っております。

問 25 ですが、この 1 年間に、保護者の用事で子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあったかとの質問ですが、「あった」との回答が 25 名あり、そのうち「親類・知人にみてもらった」と回答した方が一番多くなっております。次のページの区分別の日数では 60 日という回答もございました。問 25－1 では前の質問で「親類・知人にみてもらった」と回答した方へのその困難度についての質問ですが「非常に困難」、「どちらかという」と困難」を合わせると 5 割程度の回答となりました。

次のページからはお子さんが 5 歳以上である方の小学校就学後の放課後の過ごし方に関する質問でございますが、問 26、小学校低学年時（1 年生から 3 年生）の、放課後に過ごさせたい場所についての重複回答による質問ですが、この問いは子どもが 5 歳以上の方への質問で

ありますが、5歳未満からの回答もありまして、合わせて49名の回答となりました。ちなみに5歳児以上の回答数は18名となっております。回答数は多い方が参考になると思いますので合わせた49名の回答により集計いたしました。過ごさせたい場所では「自宅」「習い事」「放課後児童クラブ」が多くなっております。複数回答では「自宅」と「習い事」と回答した人が12名で一番多くなっております。過ごさせたい週当たりの日数では、「習い事」では1日から3日までを合わせた割合が84.4%となり、「放課後児童クラブ」では5日が一番多く、また「下校時から何時まで」の質問では午後5時から午後6時30分までの回答がありました。

つぎに問27は小学校高学年時（4年生から6年生）の、放課後に過ごさせたい場所についての重複回答による質問ですが、これも前の質問のとおり49名の回答となり、「自宅」「習い事」が多く、「放課後児童クラブ」は10名となっております。複数回答では「自宅」と「習い事」と回答した人が15名で一番多くなっております。過ごさせたい週当たりの日数では、「習い事」では2日が一番多く、「放課後児童クラブ」では2日が一番多く、また「下校時から何時まで」の質問では午後5時が一番多くなっております。

つぎに38ページの間28ですが、これは問26又は問27で「放課後児童クラブ」と回答した方への土曜日と日曜・祝日の利用希望についての質問となりますが、まず「土曜日」では、低学年までは利用したいとの回答が4名あり、高学年になっても利用したいとの回答が6名となりました。また「日曜・祝日」では、低学年までは利用したいとの回答が3名あり、高学年になっても利用したいとの回答が6名となりました。利用したい時間帯については、土曜日、日曜・祝日とも、低学年は朝から昼過ぎまでと夕方までとに回答が分かれたが、高学年では朝から夕方までの回答となりました。

つぎに40ページの間29、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望についての質問になりますが、これも子どもが5歳以上の方への質問となりますが5歳未満からの回答もあり、合わせて39名の回答となりました。低学年までは利用したいとの回答が6名あり、高学年になっても利用したいとの回答が11名となりました。利用したい時間帯につきましては、土曜日、日曜・祝日とも、低学年は朝から昼過ぎまでと夕方までとに回答が分かれたが、高学年では朝から夕方までの回答となりました。

41ページからは育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度に関する質問となります。問30のこどもが生まれた時の育児休業の取得についてですが、母親については、「取得した（取得中である）」が23名、「取得していない」が39名で、取得していない理由は、「仕事が忙しかった」、「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の回答が多くあり、父親につきましては、「取得した（取得中である）」が5名、「取得していない」が133名で、取得していない理由は、「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の回答が多くありました。また、取得していない理由の「その他」につきましてはほとんどが自営業のためとなっております。問30-1では育児休業給付（1歳まで）、健康保険及び厚生年金保険の保険料免除（3歳まで）の仕組みについて知っていたかどうかという質問ですが、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が一番多くなっております。また育児休業給付を知っていたと回答した区分の上2つを合わせた68名のうち、問30で「働いていなかった」と回答した方が36名、「取得

した（取得中である）」と回答した方が17名、「取得していない」と回答した方が15名おりました。また、問30-2では問30で「取得した（取得中である）」と回答した方についての育児休業取得後の職場に復帰についての質問ですが、こちらはご覧のとおりとなっております。次からは問30-2で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方への質問となりますが、まず問30-3、育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングだったかとの質問ですが、母親、父親とも「それ以外だった」の回答が多くなっております。つぎに問30-4、実際に育児休業から職場復帰した時のお子さんの年齢とその希望についての質問ですが、母親につきましては、前の質問で「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」と回答された4名のうち3名が概ね3年取得しており希望も同じ期間でした。「それ以外だった」と回答された14名のうち13名が1ヶ月から1年の実際の取得で、希望は1年が多くなっております。問30-5では勤務先に育児のために3歳まで休暇取得できる制度があった場合の希望取得年齢についての質問ですが、母親につきましては3歳までの希望が多くありましたが、父親では1歳までの希望が多くありました。次の問30-6の質問は問30-4で実際の復帰と希望が異なる方への質問となりますが、希望の時期に復帰しなかった理由につきましては、「希望」より早く復帰した方については、「経済的な希望で早く復帰する必要があった」との回答が一番多くありました。次の問30-7の質問は問30-2で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方への質問となりますが、母親で、「利用した」と回答した方が5名ありました。次の問30-8の質問は問30-7で「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」と回答した方への質問ですが、これにつきましては回答数が少なくご覧のとおりとなっております。次の問30-9の質問は問30-2で「現在も育児休業中である」と回答した方への質問ですが、母親の全員が「1歳になるまで育児休業を取得したい」と回答しました。

問31は白馬村における子育ての環境や支援への満足度について、満足度が低い1で満足度が高い5ということになりますが、数値を平均すると「2.75」となり満足度は普通かやや低いという傾向にあると思われます。

最後に問32ですが、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関するご意見について自由回答にて記入していただきましたが、区分別に分けた表が一番上の表となりまして、つづいてAからNまで分けた時の主な回答を載せてございます。また50ページからはいただいた意見をそのまま載せてございます。

それではアンケート集計結果についてのご説明は以上となります。

○吉田課長 補足いたします、今回のアンケートは国の方で標準的なアンケートパターンを作っています。それに基づいて、白馬村の方でもアンケートを行っています。国の方ではアンケートの内容のニーズ部分の集計を国に報告するという事になっていきますので、どの自治体がどんなニーズであるかというのは、これから国の方で集計されるものと思われます。特に見ていただきたいのは、前半の属性の部分とはともかく、どんな点を保護者の方が求めているのかという意見から、どういう制度にするべきかという部分になりますので、厚くはなっていますけれども、気になる部分について注視して、今後自分に置き換えた時にどういった制度が必要になるのかといった点を出していただければと思います。

○会長 ありがとうございました。ただいまアンケート集計結果につきまして説明をいただき

ましたが、このことにつきまして意見・質問はありますでしょうか。

【質問・意見等なし】

(4) 白馬村における保育園・幼稚園の状況について 【資料6】

○会長 つづいて4番目の白馬村における保育園・幼稚園の状況について事務局からご説明をお願いいたします。

○下川 はい、それでは資料の6をご覧ください。ここでは白馬幼稚園としろうま保育園の年齢別の受け入れ可能数について表にまとめております。白馬幼稚園につきましては3歳未満児は受け入れ出来なくなっておりまして、3歳以上につきましては年ごとに44名ずつとなっております。またしろうま保育園では村の条例により定数が決まっております、3歳未満児は30名、3歳以上児は年齢ごとではなくて全体で150名となっております。

2つの施設の人数を合わせると、3歳未満児は30名、3歳以上児は282名となります。なお、しろうま保育園では2年前に3歳未満児の受け入れ需要が多いことから、3歳以上児の定数を10名減らして3歳未満児の定数を20名だったのを30名に引き上げております。この数値をもとに入園の希望状況を調査して必要があれば定員を増やしていくなどの整備もしていくこととなります。説明については以上です。

○会長 ありがとうございます。ただいま白馬村における保育園・幼稚園の状況につきまして説明をいただきましたが、このことにつきまして意見・質問はありますでしょうか。

【質問・意見等なし】

(5) 白馬村子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール 【資料7】

○会長 つづいて5番目の白馬村子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて事務局からご説明をお願いいたします。

○下川 はい、それでは資料の7をご覧ください。計画策定スケジュール（案）でございますが、本日第1回の会議を行いまして、これから先程ご説明いたしましたアンケート結果をさらに分析いたしまして事業計画の策定に入っていくこととなります。あわせてこの会議の内容や制度について広報などで周知していく予定でございます。次回の会議は8月中を予定しておりますが、それまでにアンケートの分析結果を事業別にお示ししたいと思います。また10月にはいよいよ認定事務が開始となります。パブリックコメントを行って事業計画の決定を予定しております。そして27年の4月に運用開始ということとなります。またここには載せてございませんけれども9月議会に施設などの認可基準、保育の必要性の認定に関する条例、また放課後児童クラブの基準の制定を行うこととなっております。説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。ただいま白馬村子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールにつきまして説明をいただきましたが、このことにつきまして意見・質問はありますでしょうか。8、9、10月と会議がございますがよろしくおねがいします。

【質問・意見等なし】

よろしければ（案）の文字を消してください。

(6) その他

○**会長** つづきまして6番目のその他ですが、事務局何かございますか。

○**下川** 特にありません。

○**会長** それでは協議事項はこれで終了となります。

7. その他

(1)

○**吉田課長** つづいて7番、その他につきまして、まず1つ目の私立幼稚園に係る紹介窓口の設置について事務局で説明をお願いします。

○**下川** はい、それではまず1つ目の私立幼稚園に係る照会窓口の設置についてですが、これは私立幼稚園は先ほどもご説明したとおりいろいろな選択肢があるため、こうした選択を自らの意志と正しい情報に基づき、園児等の保護者や地域の状況等を踏まえて的確に選択できるよう支援するために、市町村に相談窓口を設置して私立幼稚園からの照会等に適切に対応できる体制をつくるよう国から通知がございました。これを受けまして、白馬村では本日照会窓口を設置することとしましたことを報告させていただきます。簡単に言えば私立保育園からの新制度に関する問い合わせについては市町村で対応ということです。また設置した日について県に報告しなければならないため本日付ということをお願いしたいと思います。

○**吉田課長** 池田園長先生、一応国の方から窓口の設置というものが言われまして、特段役場のほうで行うというものは、進学会さんとお話しが進んでいるわけではないので、あくまでも、窓口を設置したということをお願いします。

○**池田委員** 了承。

(2) 委員報酬振込先調査表の提出依頼

○**吉田課長** つづきまして2つ目の委員報酬振込先調査表の提出依頼でございますが、事務局説明をおねがいします。

○**下川** 対象となられる方には事前に通知をお送りしておりますので会議終了後に提出をお願いいたします。以上です。

○**吉田課長** これで最後となりますが委員の皆様、ご意見ご質問があればお願いしたいと思います。先ほどの1つ目の議題にありますように、次回以降時間内に収めるようにいたしますので、本日は申し訳ありませんでした。

8. 閉会

○**吉田課長** それでは以上をもちまして、第1回子ども子育て会議を終了させていただきたいと思います、本日はありがとうございました。